

志學館大学FD・SD推進委員会規程

(設 置)

第1条 志學館大学に、学則第26条の2に定める研修及び研究並びに第65条の4に定める研修及び必要な取組を推進するために、志學館大学FD・SD推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議及び実施事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 授業の内容及び方法の改善に向けた研修その他の施策の企画・実施並びに関連する情報の収集と提供（以下「FD」という。）に関する事項
- (2) 新任教職員オリエンテーションその他の、教職員の業務遂行に必要な知識及び技能を向上させるための研修の企画・実施（以下「SD」という。）に関する事項
- (3) その他FD及びSDに関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が指名した教員
 - (2) 各学部長から推薦された教員 若干名
 - (3) 事務局長から推薦された事務職員 若干名
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学長が必要と認めたときは、適宜、職員若しくは学生又は学外者を委員とすることができる。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 志學館大学FD推進委員会規程（平成18年4月1日制定）は、廃止する。